

防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付要綱

令和7年12月18日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格の高騰により、厳しい経営状況に直面している施設園芸農家の負担軽減のため燃油高騰に係る補助金を交付し、農業経営の安定を図ることを目的とした防府市施設園芸燃料油支援事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(事業種目等)

第2条 補助対象者、補助対象期間、補助対象経費及び補助金額は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第4条 市長は、前条の補助金交付申請書兼実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた者に対しては、防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 前条の規定による補助金の交付決定兼確定通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市施設園芸燃料油支援事業補助金請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(報告及び検査等)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、第8条の規定による帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、第4条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の整備)

第8条 申請者は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年12月18日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

補助対象者	補助対象期間	補助対象経費	補助金額
交付申請兼実績報告の時点で、以下の要件を全て満たす者 （１）防府市内に園芸施設を有する農業者又は法人 （２）園芸施設で販売を目的とした農産物（野菜・花き等）を栽培し、園芸施設用の加温設備において燃料として A 重油又は灯油を使用している者	令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで	補助対象期間内に使用又は使用見込みのある園芸施設用の加温設備で使用する A 重油及び灯油の購入経費（補助対象期間内に納品されたものに限る。） ※補助対象経費については、消費税及び地方消費税相当額を除く。	補助対象経費の購入量（1 リットル単位）に下記の 1 リットル当たりの補助単価を乗じて得た額（この額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の相当額とする。 【1 リットル当たりの補助単価】 （１）A 重油 1 リットル当たりの購入単価と基準単価（9 6 . 7 円）※との差額 （２）灯油 1 リットル当たりの購入単価と基準単価（1 0 8 . 9 円）※との差額 ※基準単価は国の燃料油補助が始まった令和 4 年 1 月時点の単価を指す。

別表 2（第 3 条関係）

■ 交付申請書兼実績報告書添付書類

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 別紙（交付申請内訳書）2 購入した燃料の種類、価格、量及び納品日が確認できる書類（納品書、領収書等）
の写し |
|---|

別紙（交付申請内訳書）

1 加温設備等の設置状況

主たる園芸施設の設置場所	☐ 申請者住所と同じ ☐ その他（ ）	
園芸施設の規模	加温設備の種類 (いずれかに○)	使用燃料 (いずれかに○)
棟 (うち加温設備の設置数 棟)	ハウス暖房機・ヒートポンプ その他（ ）	A重油 灯油
棟 (うち加温設備の設置数 棟)	ハウス暖房機・ヒートポンプ その他（ ）	A重油 灯油
棟 (うち加温設備の設置数 棟)	ハウス暖房機・ヒートポンプ その他（ ）	A重油 灯油

2 主たる作物及び販売先

主たる作物		販売先 (店舗名等)	
-------	--	---------------	--

3 誓約事項

チェック	事項
☐	下記について誓約する。
以下の場合には、助成金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ○提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 ○対象経費以外の使途に、燃料等を使用したことが判明した場合 ○過大に燃料を購入したことが判明した場合	

※誓約がない場合は、事業申請ができません

4 補助対象経費内訳

(1) A重油

納品日	購入単価 (A)	購入量 (B)	基準単価 (C)	補助単価 (D) ((A) - (C))	補助金額 ((D) × (B)) (1 円未満切捨)
年 月 日	円	ℓ	96.7 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	96.7 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	96.7 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	96.7 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	96.7 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	96.7 円	円	円
合計					(ア) 円

(2) 灯油

納品日	購入単価 (E)	購入量 (F)	基準単価 (G)	補助単価 (H) ((E) - (G))	補助金額 ((H) × (F)) (1 円未満切捨)
年 月 日	円	ℓ	108.9 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	108.9 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	108.9 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	108.9 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	108.9 円	円	円
年 月 日	円	ℓ	108.9 円	円	円
合計					(イ) 円

(3) 交付申請額 (ア) + (イ) = _____ 円

第 1 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

氏 名

連 絡 先

防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

防府市施設園芸燃料油支援事業補助金の交付を受けたいので、防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請及び報告をします。

記

1 申請及び実績額 円

2 補助対象経費内訳
別紙（交付申請内訳書）のとおり

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・別紙（交付申請内訳書）
- ・購入した燃料の種類、価格、量及び納品日が確認できる書類（納品書、領収書等）の写し

第2号様式（第4条関係）

指令防農振第 号
年 月 日

様

防府市長名

防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市施設園芸燃料油支援事業補助金については、下記のとおり決定及び確定しましたので、防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

補助金交付決定及び確定額 円

第 3 号様式（第 5 条関係）

防府市施設園芸燃料油支援事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所
氏 名
連 絡 先

年 月 日付け指令防農振第 号で交付決定及び確定通知のあった補助金について、防府市施設園芸燃料油支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額

円

振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合						
	支店・店・支所・出張所						
口座番号・種別							1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 (カタカナ)							